



COMMISSION INTERNATIONALE DE L'ÉCLAIRAGE  
INTERNATIONAL COMMISSION ON ILLUMINATION  
INTERNATIONALE BELEUCHTUNGSKOMMISSION

JCIE 翻訳出版 No. 13

# 屋外照明設備による障害光規制ガイド

CIE 150:2003

“Guide on the limitation of the effects of obtrusive light  
from outdoor lighting installations”

(日本語訳)

社団法人日本照明委員会

Japanese National Committee of CIE

2.7.4 領域の種類に対応する規制値区分の基礎

2.7.5 に示した限界は、環境地域に応じた規制区分である。区分は、環境で感ずる周辺の明るさを考慮に入れたものである（表2.1）。

表 2.1 環境区域

区域	環境	光環境	例
B1	自然	本来暗い	国立公園、保護された場所
E2	地方	低い明るさ	産業的または居住的な地方領域
E3	郊外	中間の明るさ	産業的または居住的な郊外領域
E4	都市	高い明るさ	都市中心と商業領域

(e) 過剰に照明された建築物の壁面と看板

表 2.6 建築物壁面と看板の輝度制限の最大許容値

照明技術要素	利用条件	環境区域			
		E1	E2	E3	E4
建物表面の輝度 ( $L_p$ )	平均照度 × 反射率 / $\pi$ より求める	0cd/m <sup>2</sup>	5cd/m <sup>2</sup>	10cd/m <sup>2</sup>	25cd/m <sup>2</sup>
看板の輝度 ( $L_s$ )	平均照度 × 反射率 / $\pi$ より求める または、自発光しているものの輝度	50 cd/m <sup>2</sup>	400 cd/m <sup>2</sup>	800 cd/m <sup>2</sup>	1000 cd/m <sup>2</sup>

備考) 街並地区 B1 を除いては、減輝の以前、以後の画時間帯に適用。看板の値は、交通規制区域には適用しない。これらの値は CIE74-1988 に示す。区域 E1-E4 は、E2 以上は、長期継続的あるいは季節的性質の照明を備え看板の使用は認めない。E3、E4 の区分は、居住の寮の近隣で取り付けるべきでない。